

施設等利用給付認定案内広告掲載 募集要項

(施設等利用給付認定案内広告掲載の趣旨)

1. 毎年作成する施設等利用給付認定案内の余白部分に広告を掲載し、対価を得ることで、印刷に係る事業費用を補填し財政の健全化に寄与する。

(広告掲載の範囲)

2. 広告媒体に掲載することができる広告は、法令等に違反していない広告主の広告であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (3) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (4) 人権を侵害するおそれのあるもの
 - (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団に関するもの又はこれに類するもの
 - (7) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
 - (8) 貸金業の規制に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
 - (9) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第3項に規定する投資信託、外国投資信託、投資法人債、外国投資債及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定するデリバティブ取引に関するもの
 - (10) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載期間)

3. 広告の掲載期間は、原則として令和3年10月1日から令和4年9月末日までとする。

(広告掲載の申込方法)

4. 広告掲載の申込をしようとする者は、施設等利用給付認定案内広告掲載申込書・申込者の事業内容等がわかる資料（パンフレット等がある場合のみ）・広告原稿（任意様式）を野田市役所保育課窓口へ提出するものとする。

(募集時期)

5. 令和3年8月2日（月）から令和3年8月13日（金）まで

(掲載者の決定)

6. 前項の申込書を提出した者から、入札額の最も高い者に決定するものとする。広告主が決定したときは、その結果を、広告を掲載することと決定したものに広告掲載決定通知書により通知するものとする。この場合において、掲載しないことを決定した者に対しては、広告非掲載決定通知書により通知するものとする。

(広告内容の決定)

7. 広告掲載内容については、審査をし、市長が決定をする。
なお、審査によっては、掲載内容について変更及び確認を求めることがある。

(広告掲載料金の支払い)

8. 掲出の決定後、市が発行する納入通知書により、市の指定する期日までに、一括前納するものとする。また、既に納めた広告掲載料金は、契約期間内に広告掲載の中止となった場合でも還付しないものとする。

(広告掲載の中止等)

9. 次の各号でいずれかに該当する場合、施設等利用給付認定案内への広告掲載を中止することができるものとする。
 - (1) 広告主が法令等に違反し、又はその他不正若しくは不誠実な行為をした場合

- (2) 広告主が破産等により存在しなくなった場合
- (3) 市政を連想させる表示を行い、市の事業と誤解される恐れのあるもの
- (4) 広告主から掲載中止の申し出があった場合
- (5) その他市長が不適切と認めるもの

(広告主の責務)

10. 広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。広告主は、広告内容に関する問合せや苦情等への対応を迅速に行うものとし、問題が発生した場合は、広告主の責任において速やかにその解決に努めるものとする。